

いじめ防止基本方針

（平成31年1月改訂）

須賀川市立白江小学校

平成 25 年 9 月の「いじめ防止対策推進法」の施行及び文部科学省の基本的な方針が示されたことを受け、須賀川市立白江小学校（本校）においても「いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめの基本認識と本校の基本姿勢

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止の基本理念

- 1 いじめ問題は、学校における最重要課題の一つである。
- 2 いじめは、卑怯な行為であり絶対に許されないものである。
- 3 いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、どの学級でも、起こりうるものである。
- 4 教師は、いじめのない、子どもたちが安心して通える学校作り・学級作りを目指さなければならない。
- 5 もし、いじめが起きてしまった場合、いじめをうけた子どもの心と体、そして命を守るために、学校、家庭、地域、行政機関その他の関係者が相互に連携し、社会全体でいじめの問題を克服していかなければならない。

上記を受け、本校としての基本姿勢を以下に示す。

- (1) いじめは、人権への侵害であり決して許されるものではないということを全職員が共通認識に立ち、指導に当たるとともに、全ての児童に理解させる。
- (2) いじめは、いつでもどこでも起こり得ることであることを踏まえ、すべての児童がいじめに向かわせないよう未然防止を図る。また、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (3) 日頃から、児童の日常観察や心を揺さぶる道徳教育の推進に努め、自己の生活を振り返る機会を意図的に設定する。
- (4) いじめに関する事案の対応については、いじめを受けた児童の心と体、命を守るために、家庭・学校・地域・行政機関が一体となって連携する。

2 いじめの防止対策のための校内組織

- (1) いじめにおける組織的な対応を図るために「いじめ問題対策委員会」を設置する。
- (2) 構成員
 - 校長・教頭・教務・生徒指導主事・各学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとする。
 - 必要に応じ、校長が地域の主任児童委員等を加えることとする。
- (3) 組織の役割
 - 「いじめ防止基本方針」の作成および見直し
 - いじめの正確な実態把握、指導体制の確立、情報の共有化、解決に向けた取り組み
 - いじめに関する指導記録の累積、進級や進学の際の引継ぎ
 - いじめ防止に向けた校内研修、事例研究の計画立案

3 いじめの未然防止のための取り組み

- (1) 互いに認め合いつながりを感じることができる学級集団作り
 - 教師と子ども、子ども同士の信頼関係を構築し、子どもが安心して学べる人間関係・教育環境をつくる。
 - 常に児童の一人一人の個性やよさが発揮できる学級集団作りを目指し、授業や学校行事においてすべての児童が活躍できる場を設定し、自己有用感、自己存在感が持てるようにする。
 - 正しい言葉遣いをし、進んで挨拶する環境を整え、馴れ合いにならない学級集団作りを目指す。
 - 学校や学級のルールがきちんと守られるよう、全職員・児童が共通理解を持つようにする。共通認識のもと、児童への粘り強い指導を行っていく。
- (2) わかる・できる授業づくりの推進
 - 小集団グループでの学習を通し、教師が児童同士を繋ぎ、互いに学び合うことで「わからない」と言える学級集団を作り「わかる」ようにする。「できなかった」ことが「できる」ようになると楽しいを体感できるようにする。
 - 現職教育との連携を図り、全員参加の授業づくりを目指す。
- (3) 体験活動・道徳教育の充実
 - 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、すべての教育活動を通じた体験活動及び道徳教育の充実を図る。
 - 児童の規範意識を高め、互いに認め合いながら、自他の命を大切にする心を育てる。

(4) 校内研修の充実

- 「いじめ防止基本方針」（福島県教育委員会・須賀川市教育委員会）を活用した校内研修の充実に努める。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門的知識を有する講師を招聘した講義・演習の機会を設ける。

4 いじめの早期発見のための取り組み

(1) 日常観察

- 登校、授業中、休み時間の子どもの変化に気付くために、給食時、昼休みなど児童と接する時間を意図的に設け、何気ない会話から児童理解に努める。
- 週末作文等を利用し、児童の交友関係の変化等に対応する。
- 保健室への来室状況の確認をし、養護教諭との連携を図る。また、職員室内で日頃から気になる児童の情報を共有できるようにする。
- 欠席の続く児童がいた場合は養護教諭から生徒指導主事やその他の教員に随時連絡し、注意深く児童を観察するようにする。
- 児童が示す危険信号を見逃さないよう、常にアンテナを高く保つようにする。

(2) 学校生活アンケート

- 定期的に学校生活アンケートを実施する。（毎月 1 回）
- アンケート実施後の結果の対応を早急に実施する。職員間で共通に周知が必要な場合、組織的に迅速な対応を行う。

(3) 教育相談

- 日常生活での声掛け、ノート指導等による声かけをこまめに行い、相談できる雰囲気作りをする。
- 保護者教育相談や必要に応じ児童教育相談を設ける。
- スクールカウンセラーとの相談日を設け、その周知をする。
- 担任以外の教職員とも、気軽に相談できる雰囲気作りに努める。

(4) 保護者、地域、関係機関からの情報収集

- 保護者、地域、関係機関からの情報を活用する。
- 地域や保護者の理解を得られるよう、学校の基本方針等について情報発信に努め、緊密な連携協力を図る。

5 いじめに対する措置

(1) 気になる情報のキャッチ

- すぐに担任や生徒指導主事に連絡し、管理職に報告をする。
- 小さなことと思わず、迅速に対応する。

(2) 正確な実態把握

- 当事者双方や関係する児童からの情報収集をし、記録を取る。複数の職員で対応に当たり、食い違う点等の確認をする。
- 情報収集は、担任が行い、場合により相談しやすい教職員が当たり、児童の気持ちを考えたていねいな対応を行う。
- 児童から得た情報を関係職員で共有する。
- 多面的な見方でいじめの全体像をつかむ。

(3) 指導体制・方針の確立

- 情報を整理し、全教職員への共通理解を図る。
- 指導方針を委員会で協議し、校長が指導及び支援の方針を決定する。
- 対応する教職員の役割分担をする。
- 関係機関、専門機関との連携の下で、取り組む。(市教委へ報告)

(4) 児童への指導・支援、保護者との連携

- いじめられた児童へ寄り添い、不安や心配を取り除く。さらに、全力で守りぬくという姿勢を貫き、安心感を与える。
- いじめた児童へ相手の苦しみや痛みに共感できるよう指導し、「いじめは決して許される行為ではない」という毅然とした態度で指導に当たる。
- 保護者へは具体的な対策を伝え、問題解決へ向け協力を求める。学校と家庭が連携できるよう誠意を持って話し合い、信頼関係を構築する。

(5) 中・長期の対応

- いじめにかかわった児童へ継続的な指導をする。(子どもの心に寄り添った教育相談の実施)
- 学級では、心の教育を充実させ再発防止に努める。
- 学校では、人権意識を高める教育活動の実践を図る。

(6) ネット上のいじめへの対応

- 内容の確認を迅速に行い、書き込みされている掲示板のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトする。
- 委員会で対応を協議し、掲示板等の管理者へ削除を依頼する。
- 日頃から未然防止に努めるために、情報モラル教育を徹底し、児童の危機管理意識の高揚に努める。また、教職員の校内研修を実施し、スキルアップを図る。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - ・ リストカットなどの自傷行為を行った。
 - ・ 暴行を受け、骨折した。
 - ・ 投げ飛ばされ脳震盪となった。
 - ・ 殴られて歯が折れた。
 - ・ 心的外傷後ストレス障害となった。
 - ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。 等
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 複数児童から金銭を強要され、現金を渡した。 等
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - ・ 欠席が続き（重大事態の目安は30日）、当該校へは復帰ができないと判断して、転学した。 等
- ⑤ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき

(2) 重大事態発生の報告

- 重大事態が発生した場合には、管理職へ報告し、校長が直ちに市教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

市教委の指導・助言を受け、以下のような対応をする。

- 校内のいじめ問題対策委員会にスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、民生委員等を構成員として加え調査委員会を設置する。
- 事実関係を明確にするための調査を実施する。学校に不都合なことがあったとしても事実にはしっかりと真摯に向き合う。
- いじめを受けた児童及び保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係についての情報を適切に提供する。
- 調査結果を市教委に報告するとともに、結果を踏まえた必要な措置をとる。

7 年間指導計画 別表1

8 取り組みの評価と改善

(1) 評価

- 学校評価において、いじめに関する取り組みについて評価する。
- いじめ問題対策委員会において、「いじめ防止基本方針」の年間指導計画の進捗状況の点検を適宜する。
- 「いじめ防止基本方針」を学校ホームページに公表する。
- 「学校生活アンケート」の結果を公表する。

(2) 改善

- 評価に基づき、全職員で「いじめ防止基本方針」の見直しを行う。

別表 1 年間指導計画

月	主な取り組み及び内容	実践事項
4	○ 第 1 回生徒指導全体会 ・支援を要する児童の情報交換 ・学級開きのための準備 ・「いじめ防止基本方針」、学校生活アンケートの確認 ○ 「いじめ防止基本方針」の公表（HP） ○ 連休中の生徒指導 ○ 学校生活アンケート（毎月月末） ・学校生活アンケートの調査考察	○ 「白江小学校の生活のしかた」の指導 ○ 1 学期重点指導事項の確認 ○ 学級経営誌の整備・個票の活用 ○ 全職員での確認、読み合わせ ○ 「いじめ防止基本方針」の公表 ○ 連休中の指導とお便り配付 ○ アンケート結果への対応と結果の公表
5	○ 連休中の生徒指導についての反省 ○ 校内生活においての確認と指導	○ 児童の生活状況の把握と事後指導
6	○ QUテストの実施（1 回目）	
7	○ 夏季休業中の生徒指導 ○ 学校評価による評価 ○ 1 学期の反省	○ 夏季休業の事前指導とお便り配付 ○ 改善事項の確認及び指導内容の検討 ○ 児童の生活状況の把握と事後指導
8	○ 夏季休業中の反省 ○ QUテスト活用研究会	○ 児童の生活状況の把握と事後指導
9	○ 第 2 回生徒指導全体会 ・校舎内外での生活の仕方の確認 ・生徒指導協議会の伝達講習	○ 2 学期の重点指導の確認
10	○ QUテストの実施（2 回目）	
11	○ 教育相談 ・教育相談からの情報収集 ・保護者との生活・学習面での連携	○ 教育相談による児童理解・情報収集
12	○ 冬季休業中の生徒指導 ○ 学校評価による評価 ○ 2 学期の反省	○ 冬季休業の事前指導とお便り配付 ○ 改善事項の確認及び指導内容の検討 ○ 児童の生活状況の把握と事後指導
1	○ 冬季休業中の反省 ○ 第 3 回生徒指導全体会 ・1 年間の反省	○ 児童の生活状況の把握と事後指導 ○ 3 学期の重点指導の確認
2	○ 次年度の計画立案	○ 教育課程編成に向けての検討
3	○ 学年末・学年始休業中の生徒指導 ○ 1 年間の反省	○ 学年末・学年始休業の事前指導とお便り配付 ○ 進級・進学へ向けての指導

